

証券コード 1719
平成30年 6 月 1 日

株 主 の 皆 様 へ

東京都港区赤坂六丁目 1 番20号

株式会社 安藤・間

代表取締役社長 福 富 正 人

平成30年 3 月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成30年 3 月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご案内に従って、平成30年 6 月27日（水曜日）午後 5 時15分までに、書面が到着するようにご送付いただくか、議案に対する賛否をインターネットにご入力いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 6 月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂六丁目 1 番20号
株式会社 安藤・間 本社（2階会議室）
3. 目的事項
報告事項
 1. 平成30年 3 月期（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成30年 3 月期（平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 取締役11名の選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 1 名の選任の件
 - 第 4 号議案 補欠監査役 1 名の選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

(2) インターネットによる議決権行使について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社指定の議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分までにご入力ください。

なお、行使方法の詳細につきましては、24ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) 議決権の重複行使をされた場合について

議決権行使書の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、インターネットによる議決権行使を複数回にわたり行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。

◎本定時株主総会招集ご通知（和文および参考英訳）は、当社のウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトに掲載されております。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ad-hzm.co.jp/ir/convocation.html>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ad-hzm.co.jp/ir/announce.html>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた投資および内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への配当につきましては、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本としております。

当平成30年3月期の期末配当につきましては、中期経営計画（2016年3月期～2018年3月期）で掲げた利益水準を計画初年度から3期連続で達成し、経営・財務基盤の安定・強化を図ることができましたことから、株主様に対する利益還元として、1株につき、特別配当5円を実施し、普通配当10円とあわせ、15円の配当とさせていただきたいと存じます。これにより、当期における配当金は、中間配当金10円を含めて、1株につき25円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額2,803,777,350円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役11名の選任の件

現在の取締役11名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりで、略歴等は6ページから19ページをご参照ください。

候補者 番号	ふりがな 氏名	当社における現在の地位	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席率	備考		
1	ふく とみ まさ と 福 富 正 人	代表取締役社長	1 年	100%	再任 候補者		
2	こ じま ひで かず 小 島 秀 一	代表取締役副社長	8 年	100%	再任 候補者		
3	かね こ はる ゆき 金 子 治 行	代表取締役副社長	7 年	100%	再任 候補者		
4	お の とし お 小 野 俊 雄	取締役会長	11年	100%	再任 候補者		
5	の むら とし あき 野 村 俊 明	取締役副会長	5 年 3 か月	100%	再任 候補者		
6	いけ がみ とおる 池 上 徹	取締役専務執行役員 土木事業本部長	2 年	100%	再任 候補者		
7	まつ もと ひで お 松 本 英 夫	常務執行役員 建築事業本部長	—	—	新任 候補者		
8	みや もり しん や 宮 森 伸 也	取締役常務執行役員 管理本部長兼防災担当	1 年	100%	再任 候補者		
9	ふじ た まさ み 藤 田 正 美	取締役 (非常勤)	1 年	100%	再任 候補者	社外 取締役 候補者	独立 役員
10	きた がわ まり こ 北 川 真理子	取締役 (非常勤)	1 年	100%	再任 候補者	社外 取締役 候補者	独立 役員
11	くわ やま み え こ 桑 山 三恵子	—	—	—	新任 候補者	社外 取締役 候補者	独立 役員

取締役候補者の指名にあたっての方針と手続

当社の取締役会は、主たる事業である土木・建築事業または管理部門に精通し、それぞれに必要な知識・経験・能力を充分に有する取締役ならびに長年他社において経営に携わるなど、豊富な経験と見識を有する複数の独立社外取締役で構成され、定款において取締役の員数を12名以内と定めております。

また、知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模は、取締役会全体として当社の持続的な成長と企業価値向上に資するよう配慮しております。こういった取締役会の構成を意識して、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名は、知識・経験・能力のバランスによりの確かつ迅速な意思決定ができること、コンプライアンス意識が高いこと、および個人としての人望を有することを考慮し、適材適所の観点から社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

社外取締役の独立性に対する考え方

当社は、取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行でき、株主様と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を選任する方針としており、社外取締役の独立性に関しては会社法および東京証券取引所の独立性基準に基づき、判断しております。

候補者
番号

1

ふく とみ まさ と
福 富 正 人 昭和32年2月4日生（61歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和54年4月 株式会社間組 入社
平成15年10月 同社名古屋支店土木営業部
平成18年6月 同社名古屋支店土木営業部長
平成21年4月 同社九州支店副支店長兼土木営業部長
平成23年4月 同社執行役員 九州支店長
平成25年4月 当社執行役員 関東土木支店長
平成26年4月 当社常務執行役員 関東土木支店長
平成29年4月 当社副社長 土木事業本部担当
平成29年6月 当社取締役副社長 土木事業本部担当
平成30年4月 当社代表取締役社長（現任）
現在に至る

候補者の所有する 当社株式の数

6,200株

取締役在任年数

1年

平成29年度における 取締役会への出席状況

13回出席／13回開催
（出席率100％）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり土木事業に携わり、事業に関する豊富な経験、知識と高い専門性を有するとともに、これまで、経営全般に関わってまいりました。
今後は、経営環境の変化がスピードアップするなか、イノベーションによる当社の成長を牽引し、企業価値の創造に邁進していくものと判断し、候補者に選任しております。

候補者
番号

2

こ じま ひで かず
小 島 秀 一 昭和28年 3 月16日生（65歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和51年 4 月 株式会社間組 入社
平成15年10月 同社経営企画本部企画部長
平成17年 6 月 同社秘書部長
平成19年 5 月 同社関東土木支店副支店長
平成19年 6 月 同社役員待遇 関東土木支店副支店長
平成21年10月 同社役員待遇 経営企画本部副本部長
平成22年 4 月 同社執行役員 管理本部長兼経営企画部担当
平成22年 6 月 同社取締役執行役員 管理本部長兼経営企画部担当
平成23年 4 月 同社取締役常務執行役員 管理本部長兼C S R ・ 経営企画部担当
平成25年 4 月 当社取締役専務執行役員 社長室長
平成26年 4 月 当社取締役専務執行役員 社長室長兼管理本部長兼防災担当
平成28年 4 月 当社取締役副社長 社長室長兼管理本部担当
平成30年 4 月 当社代表取締役副社長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり管理部門の様々な職務に携わり、豊富な経験、知識を有し、全社経営の企画などを推進・統括し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督などをおこなってまいりました。
今後も、当社の経営に貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

候補者の所有する
当社株式の数

37,500株

取締役在任年数

8 年

平成29年度における
取締役会への出席状況

16回出席／16回開催
（出席率100％）

候補者
番号

3

かね こ はる ゆき
金 子 治 行 昭和31年 5月28日生（62歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

平成12年10月 株式会社第一勧業銀行 三鷹支店長
平成16年 6月 株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十部長
平成18年 3月 株式会社みずほ銀行 築地支店長
平成20年 4月 みずほ信託銀行株式会社 執行役員
平成21年 4月 同社常務執行役員
平成22年 6月 同社常務取締役兼常務執行役員
平成23年 4月 株式会社間組入社、顧問
平成23年 6月 同社代表取締役専務執行役員 企画・財務・法務・審査担当
平成24年 4月 同社代表取締役副社長 企画・財務・法務・審査担当
平成25年 4月 当社代表取締役副社長 管理本部担当
平成28年 4月 当社代表取締役副社長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、金融機関で培った豊富な経験、知識と高い専門性を有し、これまで経営の重要事項の決定および業務執行の監督などをおこなってまいりました。

今後も、当社の経営に貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

候補者の所有する 当社株式の数

13,800株

取締役在任年数

7年

平成29年度における 取締役会への出席状況

16回出席／16回開催
（出席率100％）

候補者
番号 4

お の とし お
小 野 俊 雄 昭和22年5月18日生（71歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和47年4月 株式会社間組 入社
平成15年10月 同社執行役員 九州支店長
平成17年5月 同社執行役員 関東土木支店長
平成17年6月 同社常務執行役員 関東土木支店長
平成19年6月 同社代表取締役副社長 土木事業・海外事業担当
平成19年12月 同社代表取締役社長
平成25年4月 当社代表取締役会長
平成30年4月 当社取締役会長（現任）
現在に至る

候補者の所有する
当社株式の数

102,500株

取締役在任年数

11年

平成29年度における
取締役会への出席状況

16回出席／16回開催
（出席率100％）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり企業経営に携わり、その幅広い知見と経営に関する豊富な経験・実績を有しております。平成25年4月の会社合併前後の期間を代表取締役として、経営を牽引してきましたが、現在は、対外的業務ならびに社長の命による特定業務を担当し、社長を補佐しております。今後も、社長の補佐をおこなうとともに、豊富な経験などに基づき取締役会に対して有益な助言をおこなうものと判断し、候補者に選任しております。

候補者
番号

5

の むら とし あき
野 村 俊 明 昭和25年3月4日生（68歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和47年4月 安藤建設株式会社 入社
平成15年11月 同社大阪支店長
平成16年4月 同社執行役員 大阪支店長
平成18年4月 同社常務執行役員 営業第二本部長
平成18年6月 同社取締役常務執行役員 営業第二本部長
平成20年4月 同社取締役専務執行役員 営業第二本部長兼都市開発本部長
平成21年4月 同社取締役専務執行役員 営業本部統括兼営業第二本部長兼都市開発本部長
平成22年4月 同社代表取締役執行役員副社長 営業本部統括
平成23年4月 同社代表取締役社長・執行役員社長
平成25年4月 当社代表取締役社長
平成30年4月 当社取締役副会長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり企業経営に携わり、その幅広い知見と経営に関する豊富な経験・実績を有しております。平成25年4月の会社合併前後の期間を代表取締役として、経営を牽引してきましたが、現在は、対外的業務ならびに社長の命による特定業務を担当し、社長を補佐しております。
今後も、社長の補佐をおこなうとともに、豊富な経験などに基づき取締役会に対して有益な助言をおこなうものと判断し、候補者に選任しております。

候補者の所有する
当社株式の数

26,540株

取締役在任年数

5年3か月
（安藤建設株式会社から通算年数
12年）

平成29年度における
取締役会への出席状況

16回出席／16回開催
（出席率100%）

候補者
番号

6

いけ がみ
池 上

とおる
徹 昭和35年2月3日生（58歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和59年4月 株式会社間組 入社
平成16年6月 同社東京支店土木部初台作業所長
平成19年6月 同社関東土木支店大橋作業所長
平成24年4月 同社関東土木支店副支店長
平成25年4月 当社名古屋支店副支店長
平成26年4月 当社執行役員 名古屋支店長
平成28年4月 当社常務執行役員 土木事業本部長兼社長室副室長
平成28年6月 当社取締役常務執行役員 土木事業本部長兼社長室副室長
平成29年4月 当社取締役常務執行役員 土木事業本部長兼関東土木支店長
平成30年4月 当社取締役専務執行役員 土木事業本部長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり土木事業に携わり、事業に関する豊富な経験、知識と高い専門性を有しており、土木事業戦略全般を推進するなど、経営の重要事項の決定および業務執行の監督などをおこなってまいりました。今後も、土木事業をはじめとして、当社の経営に貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

候補者の所有する 当社株式の数

9,300株

取締役在任年数

2年

平成29年度における 取締役会への出席状況

16回出席／16回開催
（出席率100％）

候補者
番号

7

まつもと ひでお
松 本 英 夫 昭和30年 9 月27日生（62歳）

新任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和55年 4 月 株式会社間組 入社
平成15年10月 同社国際事業統括支店ベトナム営業所長
平成21年 4 月 同社国際事業統括支店アジア北地域営業所長
平成22年 4 月 同社国際事業統括支店アジア営業所長
平成23年 4 月 同社国際事業統括支店副支店長
平成24年 4 月 同社役員待遇 国際事業統括支店副支店長
平成25年 4 月 当社役員待遇 国際事業本部副本部長
平成27年 4 月 当社執行役員 国際事業本部長
平成29年 4 月 当社常務執行役員 建築事業本部副本部長 海外・事業戦略担当
兼社長室副室長
平成30年 4 月 当社常務執行役員 建築事業本部長（現任）
現在に至る

候補者の所有する 当社株式の数

9,900株

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年、管理部門や海外事業に携わってきたなかで、建築営業などの豊富な経験、知識を有し、その知見に基づき、建築事業戦略全般を推進する一翼を担ってまいりました。
今後も、建築事業をはじめとして、当社の経営に貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

候補者
番号

8

みや もり しん や
宮 森 伸 也 昭和34年 3 月 26 日生（59歳）

再任
候補者

略歴および当社における地位、担当

昭和58年 4 月 株式会社間組 入社
平成15年10月 青山管財株式会社 管理部経理課長
平成18年 8 月 株式会社間組 四国支店管理部長
平成19年10月 同社東北支店管理部長
平成21年 7 月 同社経営企画本部財務部 部長
平成21年10月 同社経営企画本部財務部長
平成25年 4 月 当社管理本部財務部長
平成28年 1 月 当社管理本部副本部長兼財務部長
平成28年 4 月 当社執行役員 管理本部長兼防災担当
平成29年 6 月 当社取締役執行役員 管理本部長兼防災担当
平成30年 4 月 当社取締役常務執行役員 管理本部長兼防災担当（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり財務部門で職務に携わった豊富な経験、知識を有し、経営の重要事項の決定および管理部門の統括といった業務執行の監督などをおこなってまいりました。
今後も、管理部門をはじめとして、当社の経営に貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

候補者の所有する 当社株式の数

1,100株

取締役在任年数

1 年

平成29年度における 取締役会への出席状況

13回出席／13回開催
（出席率100％）

候補者番号		9	ふじ 藤 田 正 美	昭和31年 9 月 22 日生（61歳）	再任候補者	社外取締役候補者	独立役員
略歴および当社における地位、担当					候補者の所有する 当 社 株 式 の 数		
昭和55年 4 月 富士通株式会社 入社					1, 400株		
平成13年12月 同社秘書室長					社 外 取 締 役 に 就 任 し て か ら の 年 数		
平成18年 6 月 同社経営執行役					1 年		
平成21年 6 月 同社執行役員常務					平成29年度における 取締役会への出席状況		
平成22年 4 月 同社執行役員副社長					13回出席／13回開催 （出席率100％）		
平成22年 6 月 同社取締役執行役員副社長							
平成24年 6 月 同社代表取締役副社長							
平成28年 4 月 株式会社富士通マーケティング 代表取締役社長（現任）							
平成29年 6 月 当社社外取締役（現任）							
現在に至る							
重要な兼職の状況							
株式会社富士通マーケティング 代表取締役社長							
候補者と当社との特別な利害関係等							
候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません							
社外取締役候補者とした理由							
候補者は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業をおこなう企業において経営に携わってきましたが、当社においては、その経験などを基に、社外取締役として様々な提言をおこなうなど、当社の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化などに貢献してまいりました。							
引き続き、当社の経営の監督など、その職務を適切に遂行するものと判断し、候補者に選任しております。							

- 注 （1）同氏は、社外取締役候補者であります。
- （2）当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社定款第29条第2項に基づき、その限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となり、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
- （3）同氏の再任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に定める独立性基準のいずれにも該当せず、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

(4) 重要な兼職先と当社との関係

株式会社富士通マーケティングは、当社とPC納入等の取引関係があり、過去3年間の当社からの売上高は、同社売上高のいずれも0.5%未満で、同社にとっての当社の影響は僅かです。これ以外に同社と当社との間には、過去3年間の取引関係がなく、特別な利害関係がないと判断しております。

(5) 同氏が取締役役に就任しておりました富士通株式会社は、平成27年5月に実施された公正取引委員会の立入検査で、電力保安通信用機器の納入に関して独占禁止法に違反する行為があったとして後日、排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。

同氏は、これらの事態判明まで当該事実を認識しておりませんでした。グローバルコーポレート担当として日頃から法令遵守の視点に立った提言、注意喚起をおこなっており、判明後すみやかに、取締役会等で事実の究明やコンプライアンス意識の徹底、体制、運用などの再発防止策の提言をおこなっております。

(6) 同氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員に就任していたことはありません。

(7) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(8) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これらに類する者ではありません。

(9) 同氏に関する上記記載に関して、同氏からの意見は、特段ありません。

候補者
番号

10

きた がわ まり こ
北 川 真理子 昭和40年4月3日生（53歳）

再任
候補者

社外
取締役
候補者

独立
役員

略歴および当社における地位、担当

平成11年5月 月島倉庫株式会社 入社
平成12年7月 同社IT事業部長
平成13年6月 株式会社サイマックス 取締役（現任）
平成14年6月 月島倉庫株式会社 取締役
平成15年4月 同社取締役営業本部副本部長
平成16年6月 同社代表取締役社長（現任）
平成19年6月 株式会社月島物流サービス 取締役（現任）
平成29年6月 当社社外取締役（現任）
現在に至る

候補者の所有する
当社株式の数

0株

社外取締役に
就任してからの年数

1年

平成29年度における
取締役会への出席状況

13回出席／13回開催
（出席率100％）

重要な兼職の状況

月島倉庫株式会社 代表取締役社長
株式会社月島物流サービス 取締役
株式会社サイマックス 取締役

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

社外取締役候補者とした理由

候補者は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業をおこなう企業において経営に携わってきましたが、当社においては、その経験などを基に、社外取締役として様々な提言をおこなうなど、当社の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化などに貢献してまいりました。

引き続き、当社の経営の監督など、その職務を適切に遂行するものと判断し、候補者に選任しております。

注（1）同氏は、社外取締役候補者であります。

（2）当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社定款第29条第2項に基づき、その限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となり、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。

（3）同氏の再任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に定める独立性基準のいずれにも該当せず、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、引き続き同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

(4) 重要な兼職先と当社との関係

月島倉庫株式会社は、当社と工事請負等の取引関係があり、過去3年間の同社からの売上高は、平成28年3月期から平成30年3月期の当社連結売上高のいずれも0.5%未満で、当社にとっての同社の影響は僅かです。また同社は、当社と賃貸借契約の締結などがあり、過去3年間の当社からの賃貸料収入は、同社売上高のいずれも0.5%未満で、同社にとっての当社の影響は僅かで、同社と当社との間には特別な利害関係がないと判断しております。

その他の重要な兼職先と当社との間には過去3年間の取引関係がなく、特別な利害関係はありません。

- (5) 同氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員に就任していたことはありません。
- (6) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (7) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これらに類する者ではありません。
- (8) 同氏に関する上記記載に関して、同氏からの意見は、特段ありません。

候補者
番号

11

くわ やま み え こ
桑 山 三恵子 昭和23年3月30日生（70歳）新任
候補者社外
取締役
候補者独立
役員**略歴および当社における地位、担当**

昭和45年4月 株式会社資生堂 入社
平成16年4月 同社CSR部部長
平成19年6月 同社退社
平成20年4月 駒澤大学経済学部 非常勤講師
平成21年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員
平成24年6月 一橋大学大学院法学研究科 特任教授
平成27年4月 一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員（現任）
平成27年4月 明治大学ミッション・マネジメント研究所 客員研究員（現任）
平成29年6月 株式会社富士通ゼネラル 社外取締役（現任）
平成30年4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員（現任）
現在に至る

**候補者の所有する
当社株式の数**

0株

重要な兼職の状況

一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員
一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員
株式会社富士通ゼネラル（証券コード6755） 社外取締役

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

社外取締役候補者とした理由

候補者は、民間企業の豊富な業務経験および企業経営の研究者としての専門知識と高度な見識を有しており、コーポレートガバナンスの強化をめざす当社の経営に有益と判断し、候補者に選任しております。
同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、その経験、知識と見識により社外取締役として経営の監督が期待できると判断しております。

- 注（1）同氏は、社外取締役候補者であります。
- （2）当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当社定款第29条第2項に基づき、その限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- （3）同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に定める独立性基準のいずれにも該当せず、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であり

ます。

(4) 重要な兼職先と当社との関係

株式会社富士通ゼネラルは、当社の発行済株式総数の0.02%未満を平成30年3月現在、保有しております。当社は、同社の発行済株式総数の0.2%未満を平成30年3月現在、保有し、同社と工事請負等の取引関係があります。過去3年間の同社からの売上高は、平成28年3月期から平成30年3月期の当社連結売上高のいずれも0.5%未満で、当社にとっての同社の影響は僅かです。これ以外に同社と当社との間には、過去3年間の取引関係がなく、特別な利害関係がないと判断しております。

その他の重要な兼職先と当社の間には過去3年間の取引関係がなく、特別な利害関係はありません。

(5) 同氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員に就任していたことはありません。

(6) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(7) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これらに類する者ではありません。

(8) 同氏に関する上記記載に関して、同氏からの意見は、特段ありません。

第3号議案 監査役1名の選任の件

監査役 馬場義彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

ちょう なん のり お
長 南 典 生 昭和33年5月25日生（60歳）

新任
候補者

略歴および当社における地位

昭和57年4月 株式会社間組 入社
平成15年10月 同社経営企画本部総務部 総務課長
平成20年7月 同社札幌支店管理部長
平成22年8月 同社安全本部 部長
平成24年4月 同社土木事業本部土木事業企画部 部長
平成25年4月 当社監査部長
平成27年4月 当社管理本部法務審査部長（現任）
現在に至る

候補者の所有する
当社株式の数

100株

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

監査役候補者とした理由

候補者は、管理部門や土木分野、安全分野などで幅広く職務に携わった豊富な経験、知識に基づき監査部門や審査部門の職務にあたってまいりました。
今後は、幅広い職務経験などに基づき、当社の業務執行の監査などに貢献していくと判断し、候補者に選任しております。

監査役候補者の指名にあたっての方針と手続

監査役候補者の指名は、当社事業分野に関する知識、財務の知見および企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、取締役会に対し有益な助言・提言をおこなえる人材を社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与し、監査役会の意見を聴取、同意を得たうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名の選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役は、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、社外監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

ひら まつ たけ み
平 松 剛 実 昭和38年 2 月10日生（55歳）

略歴および当社における地位

平成元年 4 月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会
平成元年 4 月 梶田・江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）
平成 6 年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録
平成 6 年 9 月 デービス・ポーク・アンド・ウォードウェル法律事務所勤務
平成19年 7 月 西村あさひ法律事務所 カウンセル（現任）
平成24年10月 Lex Mundi、Labor and Employment Practice Group
Regional Vice Chair Asia Pacific
平成28年 6 月 当社補欠監査役（現任）
平成28年 6 月 株式会社サンリオ 社外監査役（現任）
平成29年 2 月 NHK受信料制度等検討委員会 オブザーバー（現任）
現在に至る

候補者の所有する
当社株式の数

0株

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所 カウンセル
株式会社サンリオ（証券コード 8 1 3 6）社外監査役

候補者と当社との特別な利害関係等

候補者と当社（または当社の他の役員または候補者）との間に特別な利害関係はありません

補欠の社外監査役候補者とした理由

候補者は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等を有し、社外監査役の職務を公平かつ公正に遂行すると判断し、候補者に選任しております。同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、その知識と経験等により、社外監査役として、その職務を十分に果たしていくと判断しております。

- 注 (1) 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (2) 同氏が社外監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当社定款第38条第2項に基づき、その限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3) 同氏が社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2」に定める独立性基準のいずれにも該当せず、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- (4) 重要な兼職先と当社との関係
西村あさひ法律事務所と当社との間には、顧問契約を締結していた実績が過去現在ともにありません。
同事務所と当社の間には、過去3年間のうち、平成28年3月期に同事務所に所属する他の弁護士に法務相談をおこなった実績がありますが、その取引金額は1,000万円以下です。平成29年3月期および平成30年3月期は取引がなく、同事務所と当社の間には、特別な利害関係がないと判断しております。
また株式会社サンリオと当社の間には、過去3年間の取引関係がなく、特別な利害関係はありません。
- (5) 同氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員に就任していたことはありません。
- (6) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (7) 同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これらに類する者ではありません。
- (8) 同氏を候補者とすることについて、各監査役からは特段の意見はありません。
- (9) 同氏に関する上記記載に関して、同氏からの意見は、特段ありません。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認いただき、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみおこなうことが出来ます。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止しています。）

※パソコン、スマートフォン、携帯電話のご利用環境や、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。その際は下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、議決権を平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分までに行使ください。
- (3) 株主様以外の第三者によるなりすまし等の不正アクセス防止のため、議決権行使サイトをご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (4) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。

2. 議決権を重複行使された場合等の取り扱いについて

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の費用は、株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

平成30年3月期定時株主総会会場ご案内図

株式会社安藤・間 本社（2階会議室）
東京都港区赤坂六丁目1番20号 TEL 03-6234-3600（代表）



◎赤坂駅（東京メトロ 千代田線 6番または5b番出口）より国際新赤坂ビル西館・地下1階入口が直結しております。

○溜池山王駅（東京メトロ 銀座線・南北線10番出口）より徒歩7分

○赤坂見附駅（東京メトロ 銀座線・丸ノ内線10番出口）より徒歩11分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

2018 BUSINESS REPORT

HAZAMA ANDO CORPORATION

平成30年3月期 報告書

平成29年4月1日から平成30年3月31日



名古屋城本丸御殿復元工事

平成30年3月期定時株主総会 招集ご通知添付書類

株式会社 安藤・間

(呼称：安藤ハザマ)

証券コード：1719

株主の皆様へ

目 次

株主の皆様へ

〔平成30年3月期定時株主総会招集ご通知添付書類〕

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果	2
2. 設備投資等の状況	4
3. 資金調達の状況	4
4. 財産および損益の状況の推移	4
5. 対処すべき課題	5
6. 重要な親会社および子会社の状況	6
7. 主要な事業内容	6
8. 主要な営業所等	6
9. 使用人の状況	7
10. 主要な借入先	7
11. その他の企業集団の現況に関する重要な事項	7

2 会社の株式に関する事項

2 会社の株式に関する事項	9
---------------	---

3 会社の新株予約権等に関する事項

3 会社の新株予約権等に関する事項	11
-------------------	----

4 会社の役員に関する事項

4 会社の役員に関する事項	12
---------------	----

5 会計監査人の状況

5 会計監査人の状況	17
------------	----

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要	17
----------------------------	----

7 会社の支配に関する基本方針

7 会社の支配に関する基本方針	23
-----------------	----

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

8 剰余金の配当等の決定に関する方針	23
--------------------	----

連結計算書類

連結貸借対照表	25
---------	----

連結損益計算書	26
---------	----

連結株主資本等変動計算書	27
--------------	----

計算書類

貸借対照表	29
-------	----

損益計算書	30
-------	----

株主資本等変動計算書	31
------------	----

連結計算書類に係る会計監査報告	33
-----------------	----

計算書類に係る会計監査報告	34
---------------	----

監査役会の監査報告	35
-----------	----

〔ご参考〕

主な土木工事	37
--------	----

主な建築工事	38
--------	----

主な技術・研究開発	39
-----------	----

安藤ハザマ NEWS	40
------------	----

会社の概況	41
-------	----

株主メモ	42
------	----



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、会社合併から5年が経過し、新たな経営体制を構築するなか、平成30年4月に、私が代表取締役社長に就任いたしました。

さて、平成30年3月期は、国内経済が緩やかに回復し、建設投資が堅調に推移するなか、「中期経営計画（2016.3期～2018.3期）」の計画最終年度末を迎えました。この計画に基づく各種施策の実行により、採算の大幅な改善を実現し、財務基盤の安定・強化が図られたことなど、一定の成果を上げることができましたが、一方で、更なる生産性の向上などといった、課題も浮き彫りになりました。

このような状況を踏まえまして、当社グループは「中期経営計画（2019.3期～2021.3期）」を策定し、確かな技術と情熱、新しい発想と柔軟な思考、大胆な行動力によりイノベーション（変革）を創出し、会社の成長を実現してまいりますとともに、株主様への還元を充実させてまいります。

これからも「安藤ハザマ」は、現状に満足することなく、果敢に挑戦し続けてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

福富正人

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ad-hzm.co.jp/ir/convocation.html>）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益が改善し、個人消費が持ち直し、民間設備投資も増加してきているなか、緩やかに回復してきました。

今後についても、引き続き、海外経済の不透明性には留意が必要であるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、更なる景気の回復が期待されます。

当社グループの主たる事業である建設産業におきましては、政府建設投資や民間建設投資が堅調に推移し、安定した事業環境が継続しました。

このような状況のもと、「中期経営計画（2016.3期～

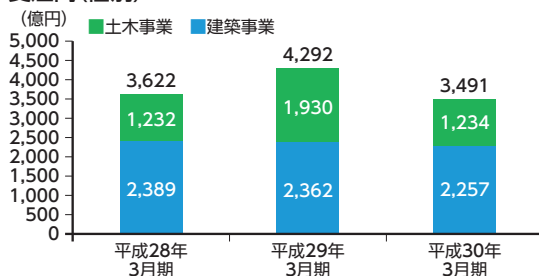
2018.3期）」の最終年度となる当連結会計年度の業績は、受注高につきましては、土木工事、建築工事とも堅調であった前期を下回り、前期比800億円（18.7%）減少の3,491億円となりました。

売上高につきましては、土木工事、建築工事とも前期を下回り、前期比309億円（7.6%）減少の3,770億円となりました。

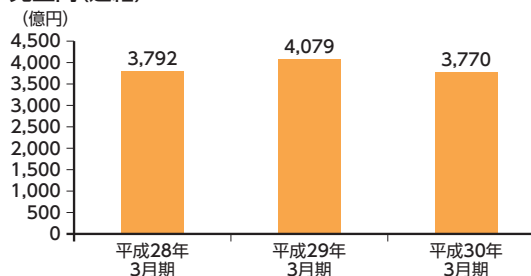
利益面では、期初計画を上回る結果となりましたが、対前期比では建築工事の採算性が向上したものの、売上高が土木工事、建築工事ともに前期を下回ったことにより、営業利益は前期比13億円（3.5%）減少の357億円、経常利益は前期比14億円（4.1%）減少の347億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比24億円（9.2%）減少の238億円となりました。

（注）受注高については、個別ベースで記載しております。

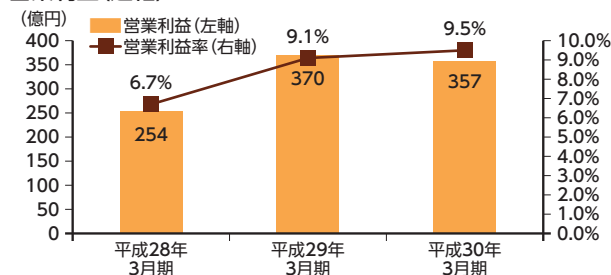
受注高(個別)



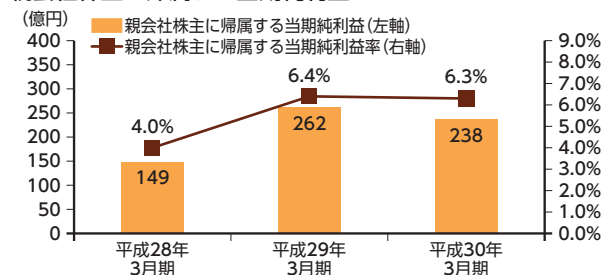
売上高(連結)



営業利益(連結)



親会社株主に帰属する当期純利益



当社グループにおける各事業の概況は次のとおりです。

(土木事業)

受注高は、1,234億円となりました。内訳は、官公庁72.8%、民間27.2%であり、海外工事は全体の3.0%です。

主な受注工事は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構「北海道新幹線、渡島トンネル（上ノ湯）他」です。

売上高は、完成工事高が1,275億円、営業利益は223億円となりました。

主な完成工事は、岩手県「越喜来地区海岸災害復旧（23災519号及び606号）工事」です。

(建築事業)

受注高は、2,257億円となりました。内訳は、官公庁11.9%、民間88.1%であり、海外工事は全体の7.2%です。

主な受注工事は、公益社団法人京都保健会「京都民医連中央病院建設工事」です。

売上高は、完成工事高が2,159億円、営業利益は165億円

となりました。

主な完成工事は、一般財団法人日本青年館／独立行政法人日本スポーツ振興センター「日本青年館・日本スポーツ振興センター本部棟新営工事」です。

以上、建設事業である土木事業・建築事業の合計額では、受注高は3,491億円となり、内訳は官公庁33.5%、民間66.5%であり、海外工事は全体の5.7%となりました。また、完成工事高が3,435億円、営業利益は389億円となりました。

(注) 受注高およびその内訳は、個別ベースで記載しております。

(グループ事業)

売上高は270億円、営業利益は14億円となりました。主な売上高は、建設用資材の販売およびリース他によるものです。

(その他)

売上高は64億円、営業利益は6億円となりました。主な売上高は、不動産販売および調査・研究受託業務他によるものです。

当事業年度の部門別受注高・売上高・繰越高（個別ベース） (単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	(226,120) 225,682	123,469	127,473	221,678
建 築 事 業	(186,747) 186,572	225,722	215,994	196,300
小 計	(412,868) 412,254	349,192	343,468	417,978
そ の 他 売 上 高	—	—	6,476	—
合 計	(412,868) 412,254	349,192	349,944	417,978

(注) 1. 前期繰越高欄の上段（ ）内表示額は、前期における期末繰越高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものです。
2. その他売上高につきましては、受注生産の形態をとっていないことから、売上高以外の計数は表示していません。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は25億円です。

その内訳は、土木事業・建築事業21億円、グループ事業3億円であり、このうち主なものは機械及び装置（山岳トンネル向け掘削機）の購入、建物（千葉PCa工場）の取得等です。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の該当事項はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	369,702	379,258	407,994	377,020
営業利益 (百万円)	18,518	25,456	37,018	35,714
経常利益 (百万円)	18,120	23,301	36,239	34,767
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,240	14,983	26,277	23,862
1株当たり当期純利益 (円)	39.17	81.03	142.30	128.97
総資産 (百万円)	269,720	300,368	318,387	329,780
純資産 (百万円)	64,622	76,978	100,744	122,400
1株当たり純資産 (円)	345.56	411.76	541.43	651.77
自己資本比率 (%)	23.7	25.4	31.4	36.9
株主資本当期利益率 (ROE) (%)	12.3	21.4	29.9	21.5

(注) 受注高については、子会社の一部が受注生産の形態をとっていないことから、記載しておりません。

5. 対処すべき課題

今後の事業環境については、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、更なる景気の回復が見込まれる一方で、海外の政治動向などによる世界経済の不透明性が、国内産業に影響を及ぼす可能性があります。

建設産業におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに、当面は堅調に推移するものと見込まれていますが、長期的には新設の建設投資は縮小すること、また、建設技能労働者の減少の継続により、働き方改革、生産性向上、人材育成等が建設産業全体の課題であります。

さらには、情報テクノロジーの進歩等を背景に外部環境の変化はこれまで以上に早く、社会からのニーズは多様化・高度化しています。

当社グループにおきましては、平成30年3月を最終年度とする「中期経営計画（2016.3期～2018.3期）」を進めてまいりました。好調な国内建設市場を背景に生産性向上等の各種施策の成果が現れ、採算の大幅な改善を実現するとともに、自己資本の厚みを増して経営・財務基盤の安定・強化を図ることができましたが、中期的には生産性の一層の向上、働き方改革を通じた4週8閉所の実現、環境活動への取組の強化は継続課題であります。

このような状況のもと、当社グループは「イノベーションによる成長の実現」を基本方針とする「中期経営計画（2019.3期～2021.3期）」を策定しました。外部環境や社会ニーズの変化にイノベーション（変革）で応え、建設事業を充実・強化し、収益基盤の多様化、ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組みを強化することによって、未来に続く確かな成長の実現を図ってまいります。

＜中期経営計画（2019.3期～2021.3期）の概要＞
（重点施策）

1. 建設事業の充実・強化

新築から維持更新まで、社会インフラを広く支えるための基盤創り

①技術開発

- ・施工生産性の向上に資する技術開発の加速と情報テクノロジーの活用拡大
- ・異業種、産学官、協力会社との連携の促進

- ・環境技術の適用と開発の推進

②人材育成・協力会社支援

- ・若手の早期育成とシニア社員の支援による技術伝承
- ・協力会社の採用・人材育成、経営強化を支援

③システム・業務の変革

- ・建設生産システムの改善・変革
- ・土木営業における強化セグメントの拡大（エネルギー分野、高速道路リニューアル分野等）
- ・建築営業における付加価値提案営業への転換（ライフサイクルコスト、ファシリティマネジメント等）
- ・BIM・CIMの活用拡大等による効率化等
- ・購買機能の強化と調達方法の多様化
- ・ICT・AI技術を活用した間接業務の効率化等

④海外事業

- ・ナショナルスタッフ育成等のグローバル化推進による生産性、収益性の改善等
- ・M&Aを含む事業の長期成長モデルの構築

2. 収益基盤の多様化

- ・次世代社会インフラ整備への取組強化
- ・次世代エネルギー利用も視野に入れたエネルギーマネジメントへの取組
- ・エネルギーマネジメントのノウハウ活用

3. グループ総合力の発揮

- ・グループ各社の担当機能の高度化
- ・建築事業の拡大に向けた横断的取組の強化

4. ESGへの取組強化

- ・環境活動の取組強化から事業化を推進
- ・社会の信頼に応える事業活動の展開（コンプライアンス、ダイバーシティの推進、働き方改革）
- ・社会貢献の充実

5. その他

- ・成長投資への積極的な資金投入

数値目標 ※2021年3月期（計画最終期）

	個別	連結
売上高	4,400億円程度	4,800億円程度
営業利益	330億円程度	360億円程度
営業利益率	7.5%以上	
ROE	15%	
総還元性向	—	30%以上

当社グループは、「安心、安全、高品質な良いものづくり」という事業活動の基本方針を徹底しつつ、中期経営計画の達成に総力をあげて取り組むことで、社会・顧客・株主・取引先・従業員等のすべてのステークホルダーの期待に応え、共に着実に成長し続ける会社を目指してまいります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
安藤ハザマ興業株式会社	152百万円	100	建設用資材の販売およびリース
青山機工株式会社	80百万円	100	グラウンドアンカー、杭基礎工法等の基礎処理施工
菱晃開発株式会社	80百万円	100	不動産の売買、賃貸、仲介
株式会社アーバンプランニング	90百万円	100	建築設計、各種コンサルティング
ハザマアンドウ(タイランド)	16,000千THB	54.13	現地国における建設事業
ハザマアンドウムリンダ	50,000百万IDR	67	現地国における建設事業

- (注) 1. 資本金は、平成30年3月31日現在にて記載しております。
2. 前連結会計年度において連結子会社でありましたハザマアンドウシンガポール、ハザマアンドウマレーシア、アンドウマレーシアは、清算手続き中で重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲および重要な子会社から除外しております。
3. 当連結会計年度末においては、特定完全子会社はありません。

③技術提携等の状況

- ・西武建設株式会社と技術提携を含む事業提携を行っており、建築における工法の改良に関する共同開発等を行っております。
- ・東亜建設工業株式会社と業務提携を行っており、建築における工法の改良に関する共同開発等を行っております。

7. 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、建設事業（土木・建築）を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開しております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「(特-25) 第20330号」として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (平成30年3月31日現在)

①当 社

本社	(東京都港区)
支店 札幌支店	(札幌市)
東北支店	(仙台市)
北陸支店	(新潟市)
首都圏建築支店	(東京都港区)
関東土木支店	(東京都港区)
静岡支店	(静岡市)
名古屋支店	(名古屋市)
大阪支店	(大阪市)
四国支店	(高松市)
広島支店	(広島市)
九州支店	(福岡市)
アジア支店	(タイ)
北米支店	(メキシコ)

技術研究所 (茨城県つくば市)

海外営業網 タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、カンボジア、スリランカ、ネパール、トルコ、メキシコ、米国、パナマ、ホンジュラス

②子 会 社

安藤ハザマ興業株式会社	東京都江東区
青山機工株式会社	東京都台東区
菱晃開発株式会社	名古屋市
株式会社アーバンプランニング	東京都港区
ハザマアンドウ(タイランド)	タイ
ハザマアンドウムリンダ	インドネシア

9. 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況 (就業人員ベース)

事業区分	使用人数(名)	前期末比増減(名)
土木事業	1,264	+20
建築事業	2,027	△20
グループ事業	445	+9
全社(共通)	116	△7
合計	3,852	+2

(注) 全社(共通)は当社の総務および経理等の管理部門の使用人です。

②当社の使用人の状況 (就業人員ベース)

	使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	2,945	△13	46.2	19.5
女性	462	+6	41.8	11.3
合計	3,407	△7	45.6	18.4

10. 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	6,065
株式会社七十七銀行	2,822
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,690
三井住友信託銀行株式会社	2,348
株式会社三井住友銀行	1,897

- (注) 1. 平成30年3月31日現在の借入先について、残高金額の大きい上位5社の金融機関を記載しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より「株式会社三菱UFJ銀行」に社名変更しております。
3. 三井住友銀行の長期借入金には、私募債931百万円を含んでおります。

11. その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社が平成25年8月に福島県田村市から受託しました除染事業に関して、平成29年9月に当社の従業員2名が詐欺罪の容疑で東京地方検察庁より起訴され、平成30年3月に刑事処分を受ける結果となりました。

会社としての関与は認められなかったものの、当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止に全社一丸となって取り組んでおります。今後も、コンプライアンス活動の継続改善を行い、早期の信頼回復に努めてまいります。

(再発防止策の概要)

- 経営トップからのメッセージ発信
経営トップが法令遵守に向けた強いメッセージを発信し、役職員のコンプライアンス意識の再徹底を図りました。
- コンプライアンス意識の向上にむけた施策の実践
本件に関し、全役職員を対象とした説明会を実施し、再発防止の徹底とコンプライアンス意識向上を図りました。また、当社で実施するコンプライアンス教育については、当社の業務に即したコンプライアンスリスクを教育内容に反映させ、より実効性のあるものとして実施することとしました。さらに作業現場においても協力会社を対象としたコンプライアンス啓発教育を実施しております。
- ガバナンス体制の再構築
業務に潜むコンプライアンスリスクの抽出プロセスを再構築するとともに、監視、管理体制の見直し、強化を図りました。

(その他)

本件にともない、取締役、執行役員、従業員の一部に対して、社内規定に基づき処分を実施しました。

2 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 400,000,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 187,160,261株 (自己株式 241,771株を含む)
(注) 当事業年度中に、2019年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の一部転換により発行済株式の総数が、1,951,072株増加しております。

3. 単元株式数 100株

4. 当期末株主数

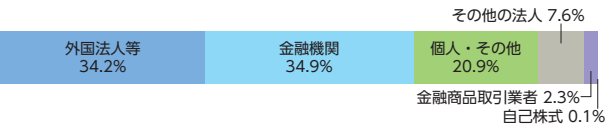
普通株式 32,025名

5. 大株主 (上位10名)

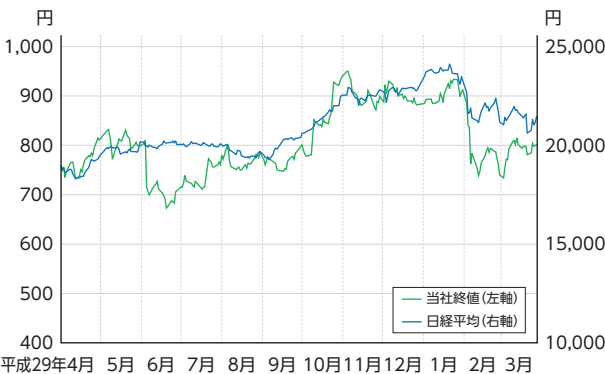
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	32,931	17.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,498	5.62
安藤ハザグループ取引先持株会	6,491	3.47
株式会社みずほ銀行	4,476	2.39
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,473	2.39
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	3,980	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,164	1.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,899	1.55
朝日生命保険相互会社	2,616	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 380634	2,578	1.38

(注) 1. 持株比率は、自己株式241,771株を控除して計算しております。
2. 上記の持株数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。

■ 普通株式の分布状況



■ 株価の推移



3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、当社の業績連動型株式報酬制度による信託口の株式数（419,850株）は含まれておりません。
4. 平成29年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループおよびその共同保有者が平成29年9月11日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	6,756	3.65
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	872	0.47
合 計	7,628	4.12

5. 平成29年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社およびその共同保有者が平成29年12月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	125	0.07
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	3,980	2.08
野村アセットマネジメント株式会社	5,142	2.78
合 計	9,248	4.84

6. 平成30年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が平成29年12月29日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	4,476	2.37
みずほ証券株式会社	2,021	1.07
アセットマネジメントOne株式会社	10,620	5.63
みずほインターナショナル	0	0
アセットマネジメントOneインターナショナル	831	0.44
合 計	17,950	9.51

7. 平成30年1月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびその共同保有者が平成30年1月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	2,706	1.46
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	4,683	2.53
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	375	0.20
合 計	7,765	4.19

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 取締役が保有している新株予約権の状況

(平成30年3月31日現在)

①第3回新株予約権A（平成22年6月29日取締役会決議）

- ・新株予約権の数 900個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 90,000株
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 7,200円
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円
(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 平成23年7月16日から
平成33年7月15日まで

(注) 上記は、新株予約権発行時に執行役員の地位にあった者への交付分(360個、36,000株)を含みます。

・保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	90個	9,000株	1名

②第4回新株予約権A（平成23年6月29日取締役会決議）

- ・新株予約権の数 858個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 85,800株
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 11,100円
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円
(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 平成24年7月15日から
平成34年7月14日まで

(注) 上記は、新株予約権発行時に執行役員の地位にあった者への交付分(429個、42,900株)を含みます。

・保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	66個	6,600株	1名

2. 当事業年度中に取締役以外へ交付した新株予約権の状況

該当する事項はございません。

3. その他の新株予約権の状況 (平成30年3月31日現在)

①当社執行役員による新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

名 称	区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第3回新株予約権A	執行役員	45個	4,500株	1名
第4回新株予約権A	執行役員	99個	9,900株	3名

(注) 上記には、取締役を退任し、現在、執行役員の地位にあるものの保有分も含んでおります。

②平成28年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した「2019年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の概要・状況は、次のとおりです。

新株予約権の数	1,740個
目的となる株式の種類	当社普通株式
目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない
転換価額	666.3円
新株予約権の行使期間	2016年4月14日から2019年3月15日の銀行営業終了時(いずれもルクセンブルク時間) まで
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする
転換社債型新株予約権付社債の残高	8,714百万円

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の当社平成29年3月期定時株主総会において期末配当を1株につき11円とする剰余金配当案が承認可決され、平成29年3月期の年間配当が1株につき20円と決定されたことにともない、本新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額が674.5円より666.3円に調整されました。
2. 平成30年3月31日現在、普通株式への転換が一部行われており、新株予約権の数が発行時より260個減少しております。

4 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏 名				地 位	担当および重要な兼職の状況
小 野 俊 雄				代表取締役会長	
野 村 俊 明				代表取締役社長	
金 子 治 行				代表取締役副社長	
小 島 秀 一				取締役副社長	社長室長 兼 管理本部担当
福 富 正 人				取締役副社長	土木事業本部担当
池 上 徹				取締役常務執行役員	土木事業本部長 兼 関東土木支店長
細 淵 英 男				取締役常務執行役員	建築事業本部長
宮 森 伸 也				取締役執行役員	管理本部長 兼 防災担当
藤 田 讓				取締役（非常勤）	朝日生命保険相互会社 最高顧問 日本ゼオン株式会社 社外監査役 古河電気工業株式会社 社外監査役 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外監査役 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会 会長
藤 田 正 美				取締役（非常勤）	株式会社富士通マーケティング 代表取締役社長
北 川 真 理 子				取締役（非常勤）	月島倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社月島物流サービス 取締役 株式会社サイマックス 取締役
馬 場 義 彦				監査役	
平 田 公 弘				監査役	
上 村 成 生				監査役（非常勤）	税理士（上村成生税理士事務所） 株式会社フジトミ 社外監査役 矢崎総業株式会社 社外監査役 TSP太陽グループ株式会社 監査役 TSP太陽株式会社 監査役
高 原 將 光				監査役（非常勤）	弁護士（高原法律事務所）

- (注) 1. 取締役 藤田讓氏、藤田正美氏および北川真理子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 上村成生氏および高原將光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役 藤田讓氏、藤田正美氏および北川真理子氏、監査役 上村成生氏および高原將光氏が株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2」に定める独立性基準のいずれにも該当せず、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 取締役 藤田讓氏が最高顧問を務める朝日生命保険相互会社、同氏が社外監査役を務める古河電気工業株式会社と当社とは取引関係があり、また同氏が会長を務める公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会に当社は加入し、会費を支払っておりますが、当社と同両社・同会の間には独立性に影響をおよぼす事項は、ありません。また、これ以外の同氏の重要な兼職先と当社とは取引関係はありません。
- (注)「独立性に影響をおよぼす事項」とは当社売上高または取引先売上高の相当割合（当該連結売上高の2%以上）を占める取引関係がある場合、多額の寄付・会費（1,000万円以上）の授受がある場合なども含めて一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項をさします。
5. 取締役 藤田正美氏が代表取締役社長を務める株式会社富士通マーケティングと当社とは取引関係がありますが、当社と同社の間には独立性に影響をおよぼす事項は、ありません。
6. 取締役 北川真理子氏が代表取締役社長を務める月島倉庫株式会社と当社とは取引関係がありますが、当社と同社の間には独立性に影響をおよぼす事項は、あり

ません。また、これ以外の同氏の重要な兼職先と当社とは取引関係はありません。

7. 監査役 上村成生氏が監査役を務めるTSP太陽株式会社と当社とは取引関係がありますが、当社と同社の間には独立性に影響をおよぼす事項は、ありません。また、これ以外の同氏の重要な兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に役員報酬以外の金銭の授受はありません。
8. 監査役 高原将光氏が代表を務める高原法律事務所と当社とは取引関係がありません。また、同氏と当社との間に役員報酬以外の金銭の授受はありません。
9. 監査役 上村成生氏は、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
10. 当事業年度中の取締役、監査役の異動は、次のとおりです。
- ・平成29年6月29日開催の当社平成29年3月期定時株主総会において、福富正人氏、宮森伸也氏、藤田正美氏、北川真理子氏が新たに取締役に選任され、就任しました。
 - ・平成29年6月29日開催の当社平成29年3月期定時株主総会の終結の時をもって、取締役 杉本文雄氏、山崎光氏、菊地保旨氏、肥後満朗氏および社外取締役 池田章子氏は任期満了により、退任しました。
11. 平成30年4月1日付で、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・小野俊雄氏は、取締役会長となりました。
 - ・野村俊明氏は、取締役副会長となりました。
 - ・小島秀一氏は、代表取締役副社長となりました。
 - ・福富正人氏は、代表取締役社長となりました。
 - ・池上徹氏は、取締役専務執行役員 土木事業本部長となりました。
 - ・細渕英男氏は、取締役となりました。
 - ・宮森伸也氏は、取締役常務執行役員 管理本部長 兼 防災担当となりました。

2. 責任限定契約の内容

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 藤田譲氏、取締役 藤田正美氏、取締役 北川真理子氏、監査役 上村成生氏および監査役 高原将光氏ともに同法第425条第1項に定める額としております。

3. 当事業年度における取締役および監査役の報酬等の額

区 分	現金報酬		株式報酬	
	支給人数	報酬等の総額	対象人数	費用計上額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (4名)	281,876千円 (22,800千円)	8名	22,684千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45,066千円 (14,052千円)		
合 計 (うち社外役員)	20名 (6名)	326,942千円 (36,852千円)	8名	22,684千円

- (注) 1. 取締役の現金報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
2. 取締役の現金報酬の人数、金額には、平成29年6月29日開催の当社平成29年3月期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役5名を含んでおります。
3. 株式報酬は、平成28年6月29日開催の当社平成28年3月期定時株主総会にて承認された、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度による報酬で、株式交付等の対象となる取締役8名分の当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 当事業年度の株式報酬について、執行役員も含めた対象者全員分の費用計上総額は68,501千円、付与したポイント総数は119,916ポイント（1ポイントは、当社株式1株に相当）となっております。
5. 現金報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当社平成26年3月期定時株主総会において、取締役について月額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、平成15年6月27日開催の第73回間組定時株主総会において、監査役について月額5,000千円以内と決議しております。

6. 業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、制度の対象者の役位および業績目標の達成度等に応じて、信託により取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭を交付および給付するものであります。

当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く）
当社が拠出する金員の上限	平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、合計250,000千円
取締役等が取得する当社株式数の上限および当社株式の取得方法	上限となる株数は、3事業年度で合計54万株（1事業年度あたり18万株） 株式市場から取得
業績達成条件の内容	毎事業年度の会社業績（売上高、営業利益、当期純利益）の目標値に対する達成度に応じて変動
取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	退任時

4. 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および他の法人等の社外役員の兼任状況

社外役員の兼職状況および当社と当該法人等との関係は「4 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	出席状況	主な活動状況
藤 田 譲	取締役 (非常勤)	取締役会16回すべてに出席	取締役会では、長年にわたり経営に携わってきた豊富な経験と知見および高い見識から、適切な意見や指摘を積極的に述べ、社外取締役としての役割を果たしております。
藤 田 正 美	取締役 (非常勤)	平成29年6月29日就任以降、当事業年度において開催された取締役会13回すべてに出席	経営者としての豊富な経験から培われた知見および高い見識に基づき、取締役会では忌憚のない意見を述べており、社外取締役としての役割を果たしております。
北 川 真理子	取締役 (非常勤)	平成29年6月29日就任以降、当事業年度において開催された取締役会13回すべてに出席	経営者としての豊富な経験から培われた知見および高い見識に基づき、取締役会では適宜意見を述べており、社外取締役としての役割を果たしております。
上 村 成 生	監査役 (非常勤)	取締役会16回のうち13回に出席 監査役会26回のうち24回に出席	長年にわたり税務に携わった豊富な経験や、税理士としての専門的かつ豊富な知識から、適宜意見を述べ、社外監査役としての役割を果たしております。
高 原 將 光	監査役 (非常勤)	取締役会16回すべてに出席 監査役会26回のうち23回に出席	長年にわたり法務に携わった豊富な経験や、弁護士としての幅広い経験や知見により、適宜意見を述べ、社外監査役としての役割を果たしております。

5. その他

①取締役候補者および監査役候補者の指名方針について

経営陣幹部の選任と取締役候補の指名は、能力、知識、経験のバランスによりの確かつ迅速な意思決定ができること、コンプライアンス意識が高いこと、および個人としての人望を有することを考慮し、適材適所の観点から社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

監査役候補者の指名は、当事業分野に関する知識、財務の知見および企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、取締役会に対し有益な助言・提言を行える人材を社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与し、監査役会の意見を聴取、同意を得たうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

②取締役および監査役等の報酬等の決定方針について

社外取締役を除く取締役・執行役員の報酬は、基本報酬である現金報酬と業績連動報酬である株式報酬で構成されております。現金報酬は、会社業績、職責等を総合的に勘案して役位毎の報酬テーブルに基づき、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、決定しております。株式報酬は、取締役および執行役員の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるインセンティブとなり、業績連動指標の達成度に応じて対象者にポイントを付与し、ポイントに応じて当社株式を交付等するものです。いずれの報酬についても、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。また社外取締役の報酬は、基本報酬である現金報酬（固定報酬）のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬である現金報酬（固定報酬）のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。（平成30年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当
杉 本 文 雄	副社長	建築事業本部担当
西 田 壽 起	専務執行役員	土木事業本部担当
山 崎 光	専務執行役員	建築事業本部担当
松 本 英 夫	常務執行役員	建築事業本部副本部長 海外・事業戦略担当 兼 社長室副室長
菊 地 保 旨	常務執行役員	名古屋支店長
北 野 敏 彦	常務執行役員	建築事業本部副本部長 営業統括
小 澤 一 也	常務執行役員	建築事業本部副本部長 施工・品質担当
五 味 宗 雄	常務執行役員	土木事業本部営業統括
田 淵 勝 彦	常務執行役員	大阪支店長
月 津 肇	常務執行役員	首都圏建築支店長
志 賀 正 延	常務執行役員	東北支店長
上 野 敏 光	執行役員	土木事業本部担当
小 松 原 新 吉	執行役員	安全品質環境本部長 兼 防災担当（副）
高 阪 克 彦	執行役員	建築事業本部営業担当
麻 生 達 三	執行役員	広島支店長
飯 村 俊 章	執行役員	首都圏建築支店副支店長 兼 営業統括部長
富 田 正 開	執行役員	静岡支店長
森 安 研	執行役員	建築事業本部担当
宮 崎 和 貴	執行役員	建築事業本部担当
大 野 宏	執行役員	建築事業本部担当
小 松 健	執行役員	九州支店長
弘 末 文 紀	執行役員	技術本部長 兼 技術研究所長 兼 防災担当（副）
寺 内 伸	執行役員	大阪支店副支店長
北 川 智 紀	執行役員	社長室副室長 兼 社長室CSR推進部長

（注）1. 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりです。

・平成29年4月1日付で、寺内伸氏および北川智紀氏が執行役員に新たに選任され、就任しました。

2. 平成30年3月31日付で、副社長 杉本文雄氏、専務執行役員 西田壽起氏、常務執行役員 菊地保旨氏、常務執行役員 北野敏彦氏、常務執行役員 志賀正延氏および執行役員 上野敏光氏は退任しました。

3. 平成30年4月1日付で執行役員の地位・担当を次のとおり変更しております。

・松本英夫氏は、常務執行役員 建築事業本部長となりました。

・小澤一也氏は、常務執行役員 建築事業本部副本部長 兼 建築事業本部 営業統括部長 兼 建築事業本部 営業統括部 営業第一部長となりました。

・五味宗雄氏は、専務執行役員 土木事業本部担当（営業）となりました。

・田淵勝彦氏は、常務執行役員 建築事業本部副本部長となりました。

・月津肇氏は、常務執行役員 東北支店長となりました。

・飯村俊章氏は、常務執行役員 首都圏建築支店長となりました。

・小松健氏は、執行役員 名古屋支店長となりました。

・寺内伸氏は、常務執行役員 大阪支店長となりました。

・北川智紀氏は、執行役員 社長室長 兼 社長室CSR推進部長となりました。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

77,100千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

81,580千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③当社の子会社のうち、ハザマアンドウ（タイランド）ほか1社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

④監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、海外工事入札用財務諸表の認証業務等についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定

める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、会計監査人の適正な職務の執行が困難であると判断した場合、その他必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容

会計監査人との間で責任限定契約は締結しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりです（平成18年5月15日制定、平成27年5月1日改定）。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及びその子会社（以下、「グループ会社」といい、「当社及びその子会社」を併せて「当社グループ」という）は、それぞれ取締役会を設置し、それぞれの取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また当社グループの監査役は、それぞれの取締役の職務執行を監査する。

②当社グループの取締役は、「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、それぞれの従業員がこれを実行するよう指導・監

督する。

- ③当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
 - (a) 意思決定機関として当社に「コンプライアンス推進委員会」、当社グループの各社に推進部門を設置する。
 - (b) 当社は、事業本部ごと及び支店ごとにその責任者・担当者を任命する。
 - (c) グループ会社は、その責任者・担当者を任命する。
 - (d) 当社は、事業年度ごとの当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を策定し、上記計画に基づいて当社グループの役職員の教育・研修を実施する。
- ④当社グループの取締役は、それぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにそれぞれの監査役会（監査役会が設置されていないグループ会社については、監査役）及び取締役会に報告する。
- ⑤当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の社長、取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- ⑥当社グループは、コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部通報制度を整備し、外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）・決裁書類等の取締役の職務執行に係る重要な情報（電子データを含む）については、「文書管理規定」「情報システムセキュリティ規定」「機密情報管理規定」に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、品質・安全・環境・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定される様々なリスクに対応するため、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止・再発防止を図る。
- ②当社は、不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応基本規定」「事業継続計画」及び「緊急事態対応マニュアル」等に基づいて迅速かつ的確に対応し、損害の拡大防止と極小化を図る。
- ③当社は、外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制（方針・規定・組織・仕組み等）について、関係部門を中心に検討し整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」・「決裁規定」により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- ②当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等を審議し、取締役会審議の活性化・効率化を図る。
- ③当社は、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた「中期経営計画」及び事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行し、進捗状況を管理する。

(5) 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、コンプライアンス体制を有効に機能させ

るため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。

- (a) 「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき法令を遵守し、企業倫理を徹底する。
- (b) 事業年度ごとに策定された当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を実行し、上記計画に基づいて教育・研修を実施する。

- ②当社は、適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定める。
- ③当社は、「職務権限規定」・「決裁規定」に基づき、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、執行役員等は、業務執行の状況を取締役会または経営会議へ報告する。
- ④当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- ⑤当社グループの従業員がコンプライアンスに関する問題の発生を把握したときは、内部通報制度に基づき、外部の法律事務所を含む窓口へ相談・通報する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の「決裁規定」及び「関係会社管理規定」に基づき、当社は、グループ会社ごとに当社の担当部門を定めるとともに、当社の従業員をグループ会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理する。また年度事業計画やグループ会社が行う主体となる事項のうち当社の「決裁規定」に定められた重要な事項について、グループ会社は、当社の取締役会及び経営会議等の決議を得、報告を行う。
- ②当社の監査役及び内部監査部門は、グループ会社の監査を実施し、その状況を確認する。

- ③当社グループは、内部通報制度として外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置し、当社グループの取締役、監査役、従業員その他の者が利用することができる。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項 当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査役から要請があった場合、その監査役の職務を補助するために当社に監査役会事務局を設置し、スタッフを配置する。
- ②当社の監査役は、スタッフの独立性の確保に留意して、人選・勤務体制・処遇・権限等について決定し、当社の取締役・取締役会に対してその決定を確保するよう要請することができる。

(8) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- ②当社の監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他の者から報告を受けたときは、当社の監査役会に報告する。
- ③当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。また、「コンプライアンス推進委員会」に委員

として出席し、コンプライアンスの推進状況等について報告を受ける。

- ④当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換等により相互の意思疎通を図る。
- ⑤当社の監査役及び監査役会は、当社の取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また当社の内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施する。

(9) 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①グループ会社の取締役・監査役・従業員から会社の経営に影響を与える重要な事項等に関する報告を受けた者は、当社の担当部門に報告を行い、担当部門は当社の監査役または監査役会に報告を行う。
- ②前号の報告を行った者は、当該報告をしたことを理由に一切の不利益な取扱いを受けない。また当社の推進部門は、報告を受けた者が不利益な取扱いを受けていないか、監視・監督を行う。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役及び監査役会の職務の執行上必要と認める費用を負担する。

(11) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価基準を定め、当社の内部監査部門が、グループ会社ごとに、当社グループの財務報告に与える影響を法令及び関連基準に基づき評価し、会計監査人と協議を経て、

評価範囲を決定し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶を徹底する。
- ②当社は、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、警察・弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。
- ③当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、独立役員である社外取締役3名を含む取締役会による利益相反も含めた取締役の監督と、独立役員である社外監査役2名と常勤監査役2名を含む監査役4名による監査及び取締役会への出席等により、経営を監視する体制を維持しております。
- ②当社は、当社グループの全役員・従業員を対象に「コンプライアンス意識調査」を毎年実施して「安藤ハザマグループ行動規範」の理解状況を点検しております。
- ③当社は、コンプライアンス推進委員会を2回（推進事務局会議11回）開催し、当事業年度のコンプライアンス推進活動計画に基づく当社グループのコンプライアンス活動の実施状況（教育啓発活動状況、コンプライアンス監査結果、

内部通報制度の運用状況等)をモニタリングし、それらの内容を取締役会、監査役会に報告しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、決裁書類、取締役会議事録等といった取締役の職務執行に関する重要な情報を法令及び「文書管理規定」等の社内規定に基づき、適正に保存・管理しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、様々なリスクに対応するために整備した社内規定・標準類に基づいた運用が徹底されていることを確認し、必要に応じて社内規定等の見直しを行っております。
- ②当社は、業務執行におけるリスクや損失の危険を回避・極小化するため、「決裁規定」に定める基準に基づいて、事前の審査手続き（審査会）を行い、そこでのリスク分析や対策の検討を踏まえた上で、取締役会や経営会議等で取組の可否等を審議・決定しております。
- ③当社は、大規模災害や事故等といった不測の事態が発生したときの危機管理体制を構築し、毎年実施する全社的な訓練等で定期的に運用状況を点検し、必要に応じて社内規定や各種対応マニュアル等の見直しを行っております。当事業年度においては、災害発生時の指示命令系統等の見直しも含めて、事業継続計画を更新し、認定されました。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入し、各執行役員が担当する業務執行の権限と責任を明確にし、取締役と執行役員の役割を分離しております。また取締役会等の重要な会議体の役割・機能を明確にした運営を行っており、当事業年度は、取締役会16回、経営会議28回（臨時経営会議も含む）、

及び主に経営情報の正確かつ迅速な伝達を目的とした、執行役員会12回を開催し、迅速な意思決定、効率的な業務執行及び監督を行っております。

- ②当事業年度においても、社外役員を含む当社の全取締役及び全監査役は、取締役会の実効性等に関する自己評価を行い、取締役会事務局は、この自己評価の結果を基に取締役会の実効性分析・評価を実施しております。この実効性分析・評価の結果については、取締役会へ詳細に報告等がなされ、運用改善等といった具体的な取組の実行により、取締役会の効率性・実効性の向上に活かしております。また当事業年度の取締役会の実効性分析・評価については、概ね実効性が確保されているという結果になっておりますが、継続して取締役会の実効性などの向上に取組んでまいります。
- ③当社は、当事業年度においては、社外役員を対象にした現場視察を2回実施し、生産現場の現況等について、社外役員の理解を深める機会を提供しております。

(5) 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの全役員・従業員を対象に「コンプライアンス意識調査」を毎年実施して「安藤ハザマグループ行動規範」の理解状況を点検しております。
- ②当社グループは、コンプライアンス推進活動計画に基づく教育啓発活動として、当社グループの全役員・従業員を対象としたWEB映像教育・テスト、外部講師による研修に加え、当社グループ従業員の各階層別研修の機会にコンプライアンス教育を実施しております。また、海外部門においては、「安藤ハザマグループコンプライアンスマニュアル（海外版）」の周知に重点を置き、教育を行っております。また当事業年度においては、除染事業の不祥事の再発防止策として、当社ならびに主なグループ会社の全役職員等を対象とした説明会の開催や業務執行の仕組みの見直し

等、コンプライアンス意識の向上とガバナンス強化に取組んでまいりました。

- ③当社は、本社、支店並びに主要なグループ会社にコンプライアンス監査を実施し、監査結果を定期的に社長、取締役会、コンプライアンス推進委員会、並びに監査役会に報告し、必要に応じて改善策等の提言等を行っております。
- ④当社は、内部通報制度により当社グループの役員・従業員から社内外の窓口に寄せられた相談・通報について、個別案件ごとに丁寧かつ適切に対応し、コンプライアンスに関する情報の把握と問題解決に活かしております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ会社を管理する体制として、社長室長を統括管理責任者、経営企画部を主管部門とする体制を構築しており、定期的（年2回）及び必要に応じて適宜、グループ会社の社長及び役員から年度事業計画等の重要事項に関する報告を受け管理・指導しているほか、グループ会社に取り締役・監査役として派遣した当社の従業員を通じてグループ会社の監督・監査を行っております。
- ②グループ会社の経営上の重要事項については、「決裁規定」に定める基準に基づき、当社の取締役会等の会議体で決議・報告が行われております。
- ③当社の監査役及び内部監査部門による監査は、グループ会社を対象範囲に含めて実施し、その状況を確認しております。
- ④当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」等に基づき、コンプライアンス活動や内部通報制度を当社グループ全体で運用しております。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項 当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の監査役からの要請に従い、当社は、監査役会事務局に兼務スタッフ1名を配置し、監査役から直接指揮命令を受けて監査役の職務を補助しております。
- ②当社は、「監査役監査基準」を制定し、独立性に留意して監査役会事務局スタッフを人選するとともに、その処遇等について監査役の意見を踏まえて決定しております。

(8) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議体及びコンプライアンス推進委員会等の各種委員会に出席し、意思決定過程及び業務執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べております。
- ②当社の監査役は、代表取締役と半期ごとに意見交換の会合を持つほか、当社の本社全部門及び全支店の業務執行責任者及び幹部従業員と定期的に面談し、会社の経営に影響を与える重要な事項について直接報告を受けるとともに必要に応じ随時報告を受けております。
- ③当社の監査役及び監査役会は、当社の内部監査部門及び会計監査人と定期・随時の会合を持ち、情報交換や意見交換を行う等、緊密に連携し、実効的かつ効率的な監査を行っております。
- ④当社は、当事業年度においては、監査役会を26回開催（臨時監査役会も含む）し、取締役会等の審議事項や監査に関する重要事項、コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの状況等について意見交換や報告・決議を行っております。

(9) 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査計画に基づくグループ会社の定期的な監査を通じて、グループ会社の取締役及び監査役並びに幹部従業員から、経営に影響を与える重要事項等について直接報告を受けるとともに、必要に応じて担当部門も含めて随時報告も受けております。また、当社の監査役は、当社の内部監査部門やコンプライアンス推進部門等を通じてグループ会社のコンプライアンスやリスク管理その他の状況について報告を受けております。
- ②当社のコンプライアンス推進部門は、当社の監査役への報告者が当該報告を理由に不利益な取扱いを受けていないか、監視、監督を行っております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役が職務の執行上必要と認める費用については、「監査役監査基準」に基づき、監査役の請求に従い負担しております。

(11) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社の内部監査部門が「財務報告に係る内部統制評価基準」に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価することにより、財務報告の信頼性を確保しております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、万一の事件発生時の報告体制及び警察・弁護士と連携した対応体制を整備しております。
- ②当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を盛り込む等も含めて、反社会的勢力を排除する取組を行うとともに、取引先が反社会的勢力でないことを確認しております。

7 会社の支配に関する基本方針

特に定めてはおりません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた投資および内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本としております。

また、株主の皆様への利益還元機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

自己株式取得については、資本効率の向上や株主の皆様への一層の利益還元を念頭におき、財務状況等を総合的に勘案した中で検討してまいります。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	273,272	流 動 負 債	184,541
現 金 預 金	110,768	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	88,461
受取手形・完成工事未収入金等	105,434	短 期 借 入 金	21,879
有 価 証 券	29,999	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	362
未 成 工 事 支 出 金	5,320	1 年 内 償 還 予 定 の 転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債	8,714
そ の 他 の た な 卸 資 産	3,932	未 払 法 人 税 等	4,715
繰 延 税 金 資 産	3,135	未 成 工 事 受 入 金	25,404
そ の 他	14,694	完 成 工 事 補 償 引 当 金	2,262
貸 倒 引 当 金	△12	賞 与 引 当 金	2,635
固 定 資 産	56,507	工 事 損 失 引 当 金	351
有 形 固 定 資 産	26,619	そ の 他	29,753
建 物 ・ 構 築 物	20,424	固 定 負 債	22,839
機 械 ・ 運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	10,193	社 債	569
土 地	15,212	長 期 借 入 金	8,397
そ の 他	302	繰 延 税 金 負 債	53
減 価 償 却 累 計 額	△19,512	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,497
無 形 固 定 資 産	2,166	環 境 対 策 引 当 金	152
投 資 そ の 他 の 資 産	27,721	役 員 株 式 給 付 引 当 金	139
投 資 有 価 証 券	21,807	そ の 他	1,029
長 期 貸 付 金	458	負 債 合 計	207,380
繰 延 税 金 資 産	2,095	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	3,382	株 主 資 本	117,827
貸 倒 引 当 金	△21	資 本 金	12,651
		資 本 剰 余 金	15,643
		利 益 剰 余 金	89,828
		自 己 株 式	△295
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,726
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,607
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△19
		為 替 換 算 調 整 勘 定	134
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△996
		新 株 予 約 権	8
		非 支 配 株 主 持 分	837
		純 資 産 合 計	122,400
資 産 合 計	329,780	負 債 純 資 産 合 計	329,780

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	348,878	
完成工事高	28,141	377,020
その他の事業売上高		
売上原価		
完成工事原価	294,147	
その他の事業売上原価	25,518	319,665
売上総利益		
完成工事総利益	54,731	
その他の事業総利益	2,623	57,354
販売費及び一般管理費		21,640
営業利益		35,714
営業外収益		
受取利息	130	
受取配当金	300	
その他の	120	551
営業外費用		
支払利息	501	
為替差損	288	
支払手数料	174	
その他	534	1,498
経常利益		34,767
特別利益		
固定資産売却益	82	
投資有価証券売却益	155	238
特別損失		
固定資産売却損失	47	
減損損失	752	
訴訟関連損失	53	853
税金等調整前当期純利益		34,152
法人税、住民税及び事業税	9,769	
法人税等調整額	508	10,278
当期純利益		23,874
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		23,862

連結株主資本等変動計算書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	12,000	14,993	69,838	△303	96,528
連結会計年度中の変動額					
転換社債型新株予約権 付社債の転換	651	651			1,302
剰余金の配当			△3,884		△3,884
親会社株主に帰属する当期純利益			23,862		23,862
自己株式の処分		△1		10	8
自己株式の取得				△2	△2
連結範囲の変動			12		12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	651	649	19,990	8	21,299
平成30年3月31日残高	12,651	15,643	89,828	△295	117,827

項 目	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成29年4月1日残高	3,852	△11	145	△608	3,377	10	828	100,744
連結会計年度中の変動額								
転換社債型新株予約権 付社債の転換								1,302
剰余金の配当								△3,884
親会社株主に帰属する当期純利益								23,862
自己株式の処分								8
自己株式の取得								△2
連結範囲の変動								12
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	755	△8	△10	△387	349	△1	8	356
連結会計年度中の変動額合計	755	△8	△10	△387	349	△1	8	21,655
平成30年3月31日残高	4,607	△19	134	△996	3,726	8	837	122,400

メモ

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
流 動 資 産			259,063	流 動 負 債			178,383
現金預金			101,700	支払手形			7,227
受取手形			1,263	電子記録債務			18,530
電子記録債権			5,716	工事未払金			60,373
完成工事未収入金			95,012	その他事業未払金			462
その他事業未収入金			1,205	短期借入金			21,794
有価証券			29,999	1年内償還予定の社債			362
販売用不動産			511	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債			8,714
未成工事支出金			4,730	リース債務			57
その他事業支出金			1,526	未払法人税等			4,516
繰延税金資産			3,121	未成工事受入金			24,648
その他の金融資産			14,286	その他事業受入金			760
貸倒引当金			△10	預り金			15,180
固定資産			54,304	完成工事補償引当金			2,261
有形固定資産			23,602	賞与引当金			2,525
建物・構築物			7,874	工事損失引当金			346
機械・運搬具			1,181	その他の引当金			10,620
工具器具・備品			542	固定負債			19,483
土地			13,818	社債			569
リース資産			150	長期借入金			7,668
建設仮勘定			33	リース債務			98
無形固定資産			1,960	退職給付引当金			10,048
投資その他の資産			28,741	環境対策引当金			152
投資有価証券			21,183	役員株式給付引当金			139
関係会社株式・関係会社出資金			3,183	その他の引当金			805
長期貸付金			458	負債合計			197,867
長期前払費用			12	(純 資 産 の 部)			
繰延税金資産			1,086	株 主 資 本			110,890
その他の金融資産			2,838	資本剰余金			12,651
貸倒引当金			△20	資本準備金			15,643
				資本準 備 金			12,768
				その他資本剰余金			2,874
				利 益 剰 余 金			82,891
				その他利益剰余金			82,891
				自 己 株 式			△295
				評 価 ・ 換 算 差 額 等			4,601
				その他有価証券評価差額金			4,601
				新 株 予 約 権			8
				純 資 産 合 計			115,500
資 産 合 計			313,368	負 債 純 資 産 合 計			313,368

損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

高	高	
工事高	343,468	
売上高	6,476	349,944
原価		
工事原価	289,571	
売上原価	5,816	295,388
総利益		
工事総利益	53,896	
事業総利益	660	54,556
一般管理費		20,289
営業利益		34,266
営業外収益		
受取利息及び配当金	915	
その他	102	1,018
営業外費用		
支払利息	487	
支払手数料	174	
為替差損	283	
その他	497	1,442
経常利益		33,842
特別利益		
固定資産売却益	72	
投資有価証券売却益	155	228
特別損失		
固定資産売却損失	47	
減損損失	752	
訴訟関連損失	53	853
税引前当期純利益		33,217
法人税、住民税及び事業税	9,301	
法人税等調整額	497	9,798
当期純利益		23,419

計
算
書
類

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成29年4月1日残高	12,000	12,117	2,876	14,993	63,355	63,355	△ 303	90,046
事業年度中の変動額								
転換社債型新株予約権 付 社 債 の 転 換	651	651		651				1,302
剰 余 金 の 配 当					△3,884	△3,884		△3,884
当 期 純 利 益					23,419	23,419		23,419
自 己 株 式 の 処 分			△1	△1			10	8
自 己 株 式 の 取 得							△2	△2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	651	651	△1	649	19,535	19,535	8	20,843
平成30年3月31日残高	12,651	12,768	2,874	15,643	82,891	82,891	△295	110,890

項 目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日残高	3,845	3,845	10	93,902
事業年度中の変動額				
転換社債型新株予約権 付 社 債 の 転 換				1,302
剰 余 金 の 配 当				△ 3,884
当 期 純 利 益				23,419
自 己 株 式 の 処 分				8
自 己 株 式 の 取 得				△ 2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	756	756	△ 1	754
事業年度中の変動額合計	756	756	△ 1	21,598
平成30年3月31日残高	4,601	4,601	8	115,500

メモ

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 安藤・間
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安藤・間の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安藤・間及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 安藤・間
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安藤・間の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社安藤・間の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成30年3月期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告書に記載のとおり、内部統制システムの運用について改善すべきところがありましたが、取締役が再発防止策により改善に取り組んでいることを確認しております。監査役会としては、今後も内部統制システムの構築と運用において継続的な改善が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社	安藤・間	監査役会
常勤監査役	馬 場 義 彦	㊞
常勤監査役	平 田 公 弘	㊞
監 査 役	上 村 成 生	㊞
監 査 役	高 原 將 光	㊞

(注) 監査役上村成生、高原将光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

主な土木工事

完成工事



工事名：越喜来地区海岸災害復旧（23災519号及び606号）工事
発注者：岩手県



工事名：平成25年度 佐久間道路佐久間第2トンネル工事
発注者：国土交通省中部地方整備局



工事名：コロネル・オビエド市給水システム改善計画
発注者：パラグアイ共和国公共事業通信省



工事名：五間堀川河川災害復旧工事（その10）
発注者：宮城県

主な建築工事

完成工事



工事名：(仮称) 箱根芦ノ湖計画
発注者：箱根芦ノ湖ホテル株式会社



工事名：名古屋城本丸御殿復元工事
発注者：名古屋市

受注工事



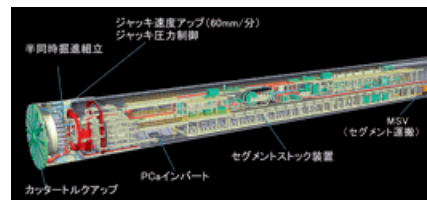
工事名：京都民医連中央病院建設工事
発注者：公益社団法人京都保健会



工事名：(仮称) サンカルナク留米建設工事
発注者：西日本鉄道株式会社

■スマートシールド® ～ICTの活用による洗練したシールド工法～

「スマートシールド®」は、シールドの掘進情報や機械設備の稼働状況とともに、シールド現在位置、地盤や近接構造物の情報をコンピュータに一元集約、可視化します。これにより、状況判断の迅速化、管理の省力化を実現しました。さらに、大断面、長距離シールド工事で、半同時掘進組立、MSV（多目的運搬車両）などの新技術の導入とともに、シールド掘進・セグメント組立のサイクルタイムを最適化し、従来の2倍の速度でのシールド施工を実現、生産性向上を図っています。



高速横浜環状北西線シールドトンネル工事

■急峻な地形に対応した高品質で大容量の堤体材料運搬設備の開発

ダム工事などで、急勾配地で製造設備から打設箇所まで材料を運搬する場合は、傾斜による材料の品質低下を生じさせないことが重要となります。さらに、台形CSGダム^(注)の建設では、打設速度が速いため、それに対応できる高速かつ大容量の運搬設備が必要となります。急傾斜ベルトコンベヤ「ハコブノサウルス」は、運搬能力の増大、運搬材料の落下および品質低下の防止を目的として、ベルト上に横棧および波棧でバケット（箱状の運搬部）を設ける構造となっており、箱詰めされた材料を、一定の速度で滑らかに運搬することで、材料分離を起こさずに流動性の高い材料を運搬することができます。また、動力が一方だけであるため省エネルギーで大きな運搬能力を発揮します。

(注) 台形CSGダム：砂礫などの原材料に水とセメントを混合したCSG (Cemented Sand and Gravel、セメントで固めた砂礫) を堤体材料として、表面に耐久性の確保を目的とした保護コンクリートを配置した台形状のダム



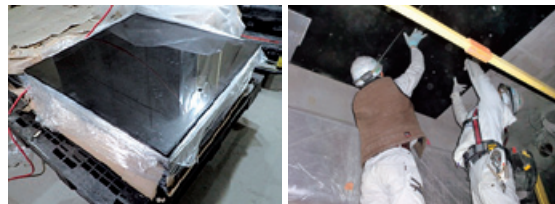
急傾斜ベルトコンベヤ「ハコブノサウルス」



バケット

■先端医療施設における放射化対策材料の開発

先端医療施設のなかでも中性子が発生する施設では、コンクリート等の放射化が問題となります。放射化とは、元々放射性のない物質が中性子を受けることで放射性となる物理現象です。コンクリートが放射化し、そこから発生するガンマ線により医療従事者や患者が無用な放射線を浴びる等の問題が生じます。当社では建物躯体の放射化量を下げる対策として中性子吸収機能を持つ放射化抑制樹脂板を開発し、これを内装材とする施工法の特許を取得しています。



放射化抑制樹脂板と先端医療施設での施工状況

■「安藤ハザマ技術フェア2017」を開催

昨年11月、技術研究所において「人と技術で、未来に挑む。」をメインテーマに「安藤ハザマ技術フェア2017」を開催しました。2日間で約900名の方々をお迎えし、「安心して暮らせる社会の実現」「環境に配慮した豊かな社会の実現」「新しい価値の創造と未来へのチャレンジ」という3つのサブテーマに合わせて、“体験・体感型”の展示を中心に、最新技術を含む44の技術を披露しました。今後も技術のさらなる改善、向上に注力していきます。



座屈拘束ブレースの振動実験の様子

■「2017年度 教員の民間企業研修」を開催

昨年8月、当社は一般社団法人経済広報センターの主催する「教員の民間企業研修」に受け入れ企業として参加し、小・中学校の教諭を対象に技術研究所および千葉工場において、3日間の研修を開催しました。本研修は企業の事業活動に対する考え方や実務内容、人材育成への取り組み、果たすべき社会的責任や環境問題への対応などについて理解を深め、その体験を子どもたちへの教育や学校運営などに活かすことを目的としています。安藤ハザマのさまざまな取り組みを紹介するとともに、建設業の役割や魅力も伝えることができるよう研修プログラムを用意し、受講された先生方と実り多い交流の場となりました。



新入社員研修（屋外施工実習）を見学

■株式会社格付投資情報センターによる発行体格付の変更（格上げ）

株式会社格付投資情報センター（R&I）による、当社の発行体格付が、平成30年4月27日付けで、「トリプルBプラス」から「シングルAマイナス」に格上げとなりました。

格上げの主な理由として、土木・建築の両分野で一定の強みを持ちながら、採算を重視した受注方針を継続して順守できており、基礎的収益力が高まっていることがあげられています。

	変 更 前	変 更 後
格 付 対 象	発行体格付	発行体格付
格 付	BBB+	A-
格付の方向性	ポジティブ	安定的

会社の概況 (平成30年3月31日現在)

- 商 号 株式会社 安藤・間 (呼称：安藤ハザマ)
(英文名：HAZAMA ANDO CORPORATION)
- 設 立 平成15年10月1日
- 資本金 12,651,272,530円
- 目 的
 1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負、受託およびコンサルティング業務
 2. 工事用品および機械器具の供給
 3. 不動産取引および不動産、有価証券の保有ならびに利用
 4. 土壌の調査・浄化工事の請負、廃棄物の収集、処理、処分等の事業およびこれらに関するコンサルティング業務
 5. 地域開発、都市開発および環境整備等に関する企画、設計ならびにコンサルティング業務
 6. 発電および電気、熱等エネルギーの供給事業およびこれらに関するコンサルティング業務
 7. 建築の請負を伴う不動産関連の特別目的会社への出資および出資持分の売買、ならびに信託受益権の保有および販売
 8. コンピュータの利用に関するソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾ならびに販売
 9. 前各号に付帯する事業
 10. 前各号に関連する事業を他と共同経営しまたは他の事業に投資すること

[ウェブサイトのご紹介]

当社ウェブサイトでは、「株主・投資家情報」をはじめ、「サービス・ソリューション」や「技術／研究」など掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.ad-hzm.co.jp/>



TOPページ

ネットワーク

■ 国内拠点

本 社 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3600

首都圏建築支店 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3710

関東土木支店 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3730

札幌支店 〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西8-1-1
☎011-272-6500

東北支店 〒980-8640 宮城県仙台市青葉区片平1-2-32
☎022-266-8111

北陸支店 〒950-0082 新潟県新潟市中央区東万代町1-22
☎025-243-5577

静岡支店 〒420-8612 静岡県静岡市葵区追手町2-12
☎054-255-3431

名古屋支店 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-8-20
☎052-211-4151

大阪支店 〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島6-2-6
☎06-6453-2190

四国支店 〒760-0040 香川県高松市片原町11-1
☎087-826-0826

広島支店 〒730-0051 広島県広島市中区大手町5-3-18
☎082-244-1241

九州支店 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1-8-10
☎092-724-1131

技術研究所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間515-1
☎029-858-8800

■ 海外拠点

タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、カンボジア、スリランカ、ネパール、トルコ、メキシコ、米国、パナマ、ホンジュラス

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日（期末配当） 9月30日（中間配当）
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行 証券代行部 https://www.tr.mufg.jp/daikou/ 電話 0120-232-711（通話料無料。オペレーター対応） 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日9時～17時 （郵送先）〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部（証券コード 1719）
公告の方法	当社ウェブサイトに掲載します。 公告掲載URL http://www.ad-hzm.co.jp/ir/announce.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。

株式に関するお手続きについて

お手続きの内容	お問い合わせ窓口	
・ 届出住所等の変更届 ・ 配当金の振込指定 ・ 単元未満株式の買取・買増請求 ・ その他株式に関するお問い合わせ	証券会社に口座をお持ちの株主様	口座を開設されている証券会社 ※株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできません。
	証券会社に口座をお持ちでなく、特別口座で株式を保有されている株主様	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ※電話番号などは下記「特別口座に関するお問い合わせ窓口」欄をご覧ください。

特別口座に関するお問い合わせ窓口

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	電話0120-232-711（通話料無料。オペレーター対応） 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日9時～17時 （郵送先）〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 ※三菱UFJ信託銀行の本店・各支店でもお取り扱いいたします。 ※各種お手続き用紙のご請求は、以下のウェブサイトでも24時間受け付けております。 https://www.tr.mufg.jp/daikou/
------------------------	---

特別口座に記録された株式について

- ①株券電子化前に証券保管振替機構をご利用されなかった株主様の株式については、特別口座に記録されております。
特別口座は株式を売買するための取引口座ではありませんので、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社に株主様の取引口座を開設し、株式の残高を振り替える必要があります。
- ②株主様の口座への振替請求、単元未満株式の買取・買増請求、届出住所等の変更、配当金の振込指定等につきましては、各口座管理機関の前記連絡先にお問い合わせください。

単元未満株式（1～99株）を整理したい場合（買取・買増請求）

- ①当社株式の売買単位（1単元）は100株であり、単元未満株式（1～99株）は市場では売却できませんが、以下の方法をお取りいただくことが可能です。
 - ・単元未満株式の「買取請求」…所有されている単元未満株式を当社にご売却いただくもの。
 - ・単元未満株式の「買増請求」…所有株式数が100株単位となるよう、当社から株式を買増していただくもの。
- ②買取請求・買増請求の手続きは、単元未満株式が記録されている口座（証券口座または特別口座）によって窓口が異なります。詳細は、前記「株式に関するお手続きについて」をご覧ください。

配当金の口座受取りについて

配当金は、銀行口座や証券会社の口座でお受取りが可能です。

- ①配当金を銀行口座でお受取りの場合
 - ・登録配当金受領口座方式
ご所有の全ての銘柄の配当金を1つの銀行口座（ゆうちょ銀行は除く）でお受取りいただけます。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、全ての銘柄の配当金を同一銀行口座でお受取りいただけます。
 - ・個別銘柄指定方式
株式をご所有銘柄毎に銀行口座を指定して、配当金をお受取りいただけます。
- ②配当金を証券会社の口座でお受取りの場合
 - ・株式数比例配分方式
お取引の証券会社の口座で配当金をお受取りいただけます。平成26年1月から開始した「NISA」（少額投資非課税制度）において、配当金等を非課税とするには、株式数比例配分方式を選択していただく必要があります。

※配当金の口座受取りに関するご相談は、お取引の証券会社等（口座管理機関）にお申し出ください。

$x \in$ _____

メモ

× 毛



表紙：名古屋城本丸御殿復元工事

10年に及ぶ歳月をかけて取り組んできた歴史的プロジェクト「名古屋城本丸御殿復元工事」が2018年3月に竣工を迎え、400年前の最高峰の御殿の姿がよみがえりました。

かつて京都二条城二の丸御殿とあわせて武家風書院造の双壁と言われ、1930年に天守閣とともに城郭建築として国宝第一号に指定された名古屋城本丸御殿。藩主の住まいや将軍の迎賓館として、多くの障壁画や鋳金具（かざりかなぐ）などで装飾された豪華絢爛な建物でしたが、1945年に空襲で焼失しました。しかし、数多くの文献や実測図・古写真・障壁画などが焼失を免れたことで、旧来の材料・工法を用いる「旧状再現」での復元工事が可能になりました。当社は1959年に再建された天守閣の工事につづき、上洛殿などの増築で一番格式が高まったとされる寛永期の本丸御殿の復元を目指し、2008年12月に工事を開始しました。これほどまでに詳細な資料や写真が残されているなかでの復元はほかに例がなく、材料の木材をはじめ装飾品の細部に至るまで慎重に検討を重ね、後世に残るものづくりのために、精度の高い復元に挑戦してきました。また、旧来工法を用いることで当工事が伝統技術を継承する貴重な機会となり、その熟練した作業の様子も一般公開するなかで工事を進めました。戦火で焼失するまで300年を超えて存在した本丸御殿は、この工事でよみがえり、再び数百年にわたり残ることでしょう。

発注者：名古屋市



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。